

自筆証書遺言の書き方例

遺言書

遺言者 鈴木太郎は、次のとおり、遺言をする。

1.遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を妻 鈴木花子に相続させる。

- (1) 土地
 所在地 東京都〇〇区〇〇3丁目
 地番 16番20
 地目 宅地
 地積 180.16平方メートル

- (2) 建物
 所在地 東京都〇〇区〇〇3丁目16番地20
 家屋番号 16番の20
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 55.66平方メートル
 2階 42.36平方メートル

2.遺言者は、遺言者の有する次の預金を長男 鈴木一郎に相続させる。

〇〇銀行△△支店 普通預金 口座番号 1234567

3.上記以外の財産は、全て二男 鈴木次郎に相続させる。

4.遺言者は、この遺言の執行者として長男 鈴木一郎を指定する。

平成23年12月2日

東京都〇〇区〇〇3丁目16番地20

遺言者 鈴木 太郎 印

や万年筆などで書いた方が無難でしょうね。また、用紙もなんでもいですが、できれば保存に適した用紙を選んでください。ちなみに何度書きなおしてもOKです。

里歌 印鑑は実印ですよ？

伊藤 遺言者の署名の後に印鑑が必要となりますが、これは三文判でも大丈夫です。ただ、やはり偽造・変造防止といった観点で言えば実印のほうが無難ですね。

里歌 書式は決まっているの？

伊藤 基本的に書式は自由で、縦書きでも横書きでも構いませんし、日本語でも外国語でも構いません。また、自筆証書遺言の場合、封筒に入れても入れなくても、どちらでもOKです。ただし、これも同じく変造防止のために封筒に入れておくべきでしょうね。

麻巳子 結構トラブルありそう？

伊藤 遺産に関しては具体的に記載することを心掛けてください。たとえば土地や建物に関しては、不動産登記簿謄本を入手して、その記載通りに書くほうが望ましいですね。預貯金は口座番号まで明確に書いておいた方がよいでしょう。誰もが誤解なくはつきりとわかる形で書くことが、トラブル回避のポイントです。また、遺言執行者も指定できます。

早苗 あとから訂正したい場合はどうすればいいのですか？

伊藤 訂正する場合、遺言者がその場所を示し、これを変更した旨を付記し、署名し、その変更の場所に印を押す必要があります。適切に訂正されないと無効になってしまうので、新しく書き直した方がいいでしょうね。

里歌 じゃあ、ます今、持っている財産を書き出して、それをもとに書いてみよ！

Illustration 高木 はるみ

相続



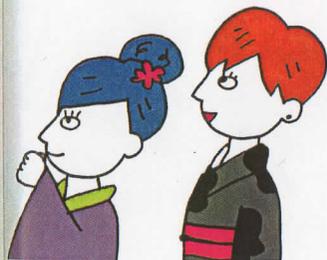
主婦の平成井戸端会議
相続のハ・テ・ナ

自筆証書遺言って
どう書くの？



里歌 伊藤 麻巳子 早苗

毎度、繰り広げられる喫茶店での相続談義。その影響からか、突如、「自分で遺言を書いてみたい...」と思いついた里歌さん。さっそく調べたところ、はやくも壁が。どうやら自由に書いてはいけないようです。さて、自分で書く際のルールとは...



里歌 ねえ、私、遺言を自分で書くことって思ってるんだけど、麻巳子、書き方って知ってる？

麻巳子 は。知るわけないでしょ、そんなこと！ 日記みたいに書いてほしいんじゃない？

里歌 それダメなのよ。何かね、好き勝手に書いてちゃうと、遺言書として認められないらしいの！

早苗 へ。自分の財産のことなのに、好きに書いていいんだね。

伊藤 オホーン、オホーン

麻巳子 あ、伊藤先生いたの？ ちょーどいいわ。先生、遺言書って自由に書いていいの？

伊藤 今日は難しい質問ですね。それは「自筆証書遺言」というのが、書き方を間違えると無効になってしまうですよ。



いとう・りょうた(伊藤亮太)
 スキラージャパン 副社長。CFP®、DC
 アドバイザー、証券外務員資格など
 証券会社勤務後、2007年11月に
 独立系FP会社スキラージャパンを設
 立。マネー・ライフプランニングの提
 案、保険の見直し、証券取引所など
 の資産運用に関する講演など多方面
 で活躍。資産運用や保険などに関す
 る書籍も多数執筆
 FP伊藤亮太のサイト
<http://www.ryota-ito.jp>
 スキラージャパン
<http://www.skirr-jp.com>